

国内企画旅行条件説明書

この書面は、旅行契約が締結された場合は旅行業法第12条の5により交付する契約書面の一部となります。

この旅行は札幌通運株式会社（以下「当社」という）が企画・募集し実施する企画旅行で、この旅行に参加されるお客様は当社と企画旅行契約（以下「旅行契約」という）を締結することになります。

1. 旅行の申込み方法

- ①所定の旅行申込書に必要事項を記入のうえ、旅行代金全額を添えて申込みいただきます。なお、代金は「旅行代金」「取消料」「違約金」のそれぞれ一部または全部として扱います。
- ②電話等の通信手段にて予約の場合は当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3日以内に代金の支払いが必要です。
- ③旅行契約は当社の承諾と上記の代金の支払いをもって成立となります。
- ④通信約款により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件
当社は当社が提携するクレジットカード会社のカード会員より「会員の署名なくして旅行代金や取消料の支払いを受ける」こと（以下通信契約という）を条件に旅行の申込みを受けることがあります。この場合には、会員は申込みしようとする「企画旅行の名称」等に加えて「カード名」「会員番号」「カード有効期限」を当社にお申し出いただけます。通信契約は当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立します。

2. 旅行代金に含まれるもの

- ①パンフレット（web ページ、雑誌掲載分を含む）に明示したバス等の交通機関および旭山動物園の入園券のみになります。これには消費税が含まれます。
- ②上記①のうちお客様の都合により一部利用されないものがある場合、その分に該当する代金の払戻しは致しません。

3. 取消料

- ①申込み後、お客様の都合で旅行を取消す場合には、旅行代金に対してお一人様につき次に定める取消料をお支払いいただきます。なお、予約の変更、日程の変更等も取消と同様の手数料をお支払いいただきますのでご了承ください。
- ②お申込みいただきましたお客様が当条件説明書の下記9のいずれかの事由により旅行開始前に予約を取消す場合には、取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
- ③取消料率
(取消日：旅行開始日の前日から起算してさかのぼって)

取消日	10日～8日前	7日～2日前	出発日の前日	旅行開始日当日又は 無連絡不参加 北海道バスツアーは、当社営業時間開始前となる為、出発当日の取消も旅行開始後のキャンセルと同等とみなします。
取消料率	20%	30%	40%	100%

※取消日とは、お客様が当社の営業日・営業時間に解除する旨をお申し出いただいた日と致します。

※北海道バスツアーで午後出発のプランで、出発当日、営業時間内にお取消された場合は取消料50%と致します。

- ④当社の責任とならないローンの取扱い上の事由に基づき予約を取消す場合にも上記手数料をお支払いいただきます。
 - ⑤旅行代金が期日までに支払われないときは、当社は当該期日の翌日において、お客様が旅行契約を解除したものとみなし、上記③の料率で違約料をお支払いいただきます。
- ## 4. 旅行催行の中止について
- ①当ツアーは原則雨天決行です。雨天を理由に旅行契約の解除をお申し出の場合は、お客様都合による取消しとなり、お申し出日より上記3—③に定める取消手数料をお支払いいただくこととなりますのでご注意ください。
 - ②ただし台風等の悪天候により動物園が閉園する、もしくは利用する高速道路等が通行止めになる等の可能性がある場合は、前日の夜8時までに当社からツアー中止のご連絡をします。連絡がない場合はツアーを予定通り催行しますので集合時間までに出発地にお集まりください。なお、ツアー催行中止の場合はお預かりしている旅行代金全額を返金します。
 - ③当ツアーでは基本的に「大型」バスを使用しますが、参加人員が25名に満たないときは中型バスまたはマイクロバス・ジャンボタクシーで運行する場合があります。
- ## 5. 旅行日程・旅行代金の変更
- ①当社は天災地変、戦乱、暴動、運送機関、利用施設等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合、契約内容を変更する場合があります。また、その変更とともない旅行代金を変更することがあります。
 - ②著しい経済情勢の変更により通常予想される程度を大幅に越えて利用する運送機関の運賃料金の改訂があった場合は旅行代金を変更することがあります。この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお知らせします。
- ## 6. 当社の責任
- 当社は当社または手配代行者がお客様に損害を与えたときは損害を賠償致します（手荷物に関する賠償限度額は当社の故意または重大な過失がある場合を除き1人15万円）。ただし次のような場合は原則として責任を負いません。天災地変、戦乱、暴動、運送・利用施設の事故、もしくは火災、運送機関の遅延、不通またはこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止、官公署の命令、伝染病による隔離、お客様の自由行動中の事故、食中毒、盗難等。
- ## 7. お客様の責任
- 当社はお客様の故意または過失ならびに法令もしくは公序良俗に反する行為により当社が被害を被ったときはお客様から損害の賠償を申し受けれます。お客様は当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行の契約内容について理解するように努めなければなりません。お客様は旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なると認識したときは、旅行先で速やかに当社または旅行サービス提供者にその旨申し出なければなりません。
- ## 8. 当社による旅行契約の解除（次の場合は旅行契約を解除することがあります）
- ①旅行代金を期日までに支払いただけないとき。②申込み条件の不適合。③病气、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。
- ## 9. お客様による旅行契約の解除（次の場合は旅行契約を解除しても取消料はいただきません）
- ①旅行契約内容に以下に例示する重要な変更が行われたとき。
a. 旅行日の変更。b. 旭山動物園の閉園。
 - ②上記5—②に該当する理由で旅行代金が増額された場合。
 - ③当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りのツアー催行が不可能となった場合。
- ## 10. 特別補償
- 当社はお客様が当旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により一定の補償金および見舞金を支払います。ただし旅行者の脳疾患、疾病、心神喪失や戦乱、核爆発、地震、噴火、津波の事故およびハンググライダー等、これらに類する危険な運動による場合はこの適用を致しません。携帯品も現金、貴重品、重要書類、撮影済みのフィルム等は適用外となります。
- ## 11. お客様の交代
- お客様は8日前までに当社にご連絡の上、契約上の地位を別の方に無料で譲り渡すことができます。ただし7日前からは3—③に定める所定の取消料をお支払いのうえ、交代で参加するお客様の予約を新規にお申込みいただきます。
- ## 12. この条件書に定めていない事項は当社旅行業約款「募集型企画旅行契約の部」によります。